東大阪市耐震化促進補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪府の地域住宅計画（大阪府地域）に基づき本市に存する住宅・建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震化を促進させる所有者（区分所有建築物においては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）等に対し、予算の範囲内において東大阪市耐震化促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより住宅・建築物の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

２　補助対象建築物　次の各号に掲げる建築物をいう。

（１）　住宅　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物で、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。

（２）　分譲マンション 非木造の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に定める区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。）のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの（建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）をいう。ただし、店舗その他これらに類する用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。

３　道路閉塞建築物　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条に定める建築物とする。

４　特定既存耐震不適格建築物等　建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する建築物及び東大阪市地域防災計画に定める緊急交通路の沿道にある道路閉塞建築物とする。

５　耐震技術者　次に掲げる技術者をいう。（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所）

（１）　木造住宅においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習の受講修了者である者。

イ　公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講

習会（平成24年度以降に開催されたものに限る。）」の受講修了者名簿に登録されている者。

ウ　一般財団法人日本建築防災協会が平成24年度以降に主催し、又は共催した「木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会」の受講修了者である者。

（２）　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会、公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者。

（３）　前各号で掲げる者のほか市長が認めた者。

６　耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき建築物の地震に対する安全性を評価する耐震技術者が行う以下の診断をいう。

（１）　木造住宅においては、耐震技術者が一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」「2025年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻暦応答計算による方法を除く。）、「大阪府　木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」又はその他市長が適当と認める方法に基づき行う診断をいう。

（２）　非木造の建築物の耐震診断においては、耐震技術者が「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価する診断、その他市長が適当と認める方法に基づく診断をいう。

７　上部構造評点　木造建築物の各階・各方向（Ｘ、Ｙ）について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出したもののうちの最小値とする。

８　耐震診断結果　耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第6項に規定する市長が適当と認める方法にあっては、当該方法で用いる評点（以下、次項において同じ。））をいう。

９　耐震改修設計　次の各号に掲げる設計をいう。

（１）　木造住宅で耐震技術者が行う、次のいずれかの設計をいう。

ア　耐震診断結果の数値が1.0未満のものを、耐震改修工事後の全体の数値を1.0以上まで高めるための設計。

イ　耐震診断結果の数値が1.0未満のものを、耐震改修工事後の一階部分の数値を1.0以上まで高めるための設計。

ウ　耐震診断結果の数値が0.7未満のものを、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための設計。

エ　耐震診断結果の限界耐力計算による最大応答変形角が1/15を超えまたはそれに相当し、構法のいかんにかかわらず倒壊のおそれがあると判定したものにおいて、倒壊をまぬがれるよう最大応答変形角が1/15以下となるまで耐震性を高めるための設計。

（２）　分譲マンションで耐震技術者が行う耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃

に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された分譲マンションについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に定められた方法に基づき、地震に対して安全な構造であると判断できる評価区分まで耐震性を高める設計であり、第三者評価による耐震改修の計画の評価・判定を受けたものをいう。

１０　耐震改修工事　次の各号に掲げるいずれかの工事をいう。（耐震技術者による工事監理が行われたものに限る。）

（１）　標準改修工事　前項第1号アの耐震改修設計に基づいて行う工事。

（２）　簡易改修工事　前項第1号イ及びウの耐震改修設計に基づいて行う工事。

（３）　前項第1号エの耐震改修設計に基づいて行う工事。

（４）　前項第2号の耐震改修設計に基づいて行う工事。

１１　工事監理　耐震改修工事で耐震技術者が行う次の各号に掲げる工事監理をいう。

（１）　図面等との照合や確認　次のアからエに掲げるもの。

ア　原則として施工の各段階で確認する工程の確認。

イ　変更が生じた場合の変更箇所について変更図面や診断書との照合や確認。

ウ　第21条に掲げる工事監理上必要な図面等との照合や確認。

エ　その他工事監理上、図面等との照合や確認。

（２）　書類確認　次のアからイに掲げるもの。

ア　原則として、施工の各段階で提出される品質管理記録の確認。

イ　第21条に掲げる工事監理上必要な書類確認。

（３）　所有者等への説明　次のアからエに掲げるもの。

ア　工事着手前での工事監理体制や工事監理方針。

イ　変更が生じた場合の変更内容及び上部構造評点。

ウ　工事着手前、既存撤去時、隠蔽部閉鎖前等での図面との照合や確認結果。

エ　その他工事監理上、所有者等への説明が必要なもの。

１２　耐震改修工事施工者　耐震改修工事を請け負った者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者をいう。

１３　耐震シェルター等設置工事　一部の部屋の耐震性能を確保するもの（木造住宅の最下階で主として就寝の用に供する部屋を含み既設建物から独立して耐震性能を発揮するもの、かつ補強した部屋から屋外に避難できるものに限る）の工事で市長が認めたものをいう。ただし、国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及びその他公的機関（一般財団法人日本総合試験所、大学等の研究機関等）において性能等（地震発生時に居住している住宅の倒壊から自ら生命を守ることができる居住空間の安全性）が確認されているものに限る。

１４　耐震シェルター等設置工事施工者　耐震シェルター等設置工事を請け負った者をいう。

１５　耐震ベッド設置工事　地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で市長が認めるものを設置する工事をいう。

１６　耐震ベッド設置工事施工者　耐震ベッド設置工事を請け負った者をいう。

１７　除却工事　耐震性が不足している木造住宅の全て（基礎を含む）を除却する工事をいう。

１８　除却工事施工者　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。
１９　第三者評価　東大阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成9年4月30日規則第30号。以下「施行細則」という。）第2条第2項第3号に規定する、市長が適切であると認めたものによる耐震診断又は耐震改修設計に対する評価をいう。
２０　補助事業　補助金の交付の対象となる事業をいう。
２１　利子補給事業　住宅金融支援機構の「リ・バース６０」を活用した耐震改修融資について、金融機関への利子補給を実施することにより、利用者に対して無利子又は低利子で提供する事業

（要件）
第３条　次に掲げるものを補助対象とする。
（１）　原則、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたもの。
（２）　補助対象建築物に現に居住している、これから居住しようとしている又は使用しているもの。ただし除却工事においては、この限りではない。
（３）　原則、本市における各事業において補助金の交付を受けていないもの及び各事業において第15条に規定する取消しを受けていないもの。
２　耐震診断補助は、前項及び次の各号に掲げるものを補助対象とする。
（１）　木造住宅、非木造住宅又は特定既存耐震不適格建築物等。
（２）　前条第6項に適合する耐震診断であるもの。
３　耐震改修設計補助は、第1項及び次の各号に掲げるものを補助対象とする。
（１）　木造住宅については以下のアからエに掲げるものとする。
ア　木造住宅で地上階数が2以下のもの。
イ　住宅部分が道路突出等の防災上の支障となっていないもの。
ウ　前条第9項第1号に適合する耐震改修設計で作成するもの。
エ　申請者は第5条の規定による申請を行う月の属する年度（4月及び5月の場合にあってはその前年度）分の課税所得金額が5,070,000円未満の者。
（２）　分譲マンションについては以下のアからエに掲げるものとする。
ア　原則として、法の規定に適合するもので、法第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けたものもしくは同証の交付を受けていないが建築基準法関係規定等に適合していることを現地調査の結果を記載した書類等により確認できるものであること。
イ　当該分譲マンションの耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断されたものであること。
ウ　法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
エ　補助金の交付を受けることができる者は、マンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体）とする。
４　木造住宅の耐震改修工事補助は、第1項及び次の各号に掲げるものを補助対象と

する。

（１）　耐震改修工事における基礎補助は、次のア、イに掲げるものを補助対象とする。耐震シェルター等設置工事における基礎補助はアに掲げるものを補助対象とする。

ア　工事補助は次の(ｱ)から(ｵ)に掲げるものを補助対象とする。

(ｱ)　木造住宅で地上階数が2以下のもの。

(ｲ)　住宅部分が道路突出等の防災上の支障となっていないもの。（耐震シェルター等設置工事は除く）

(ｳ)　申請者は第5条の規定による申請を行う月の属する年度（4月及び5月の場合にあってはその前年度）分の課税所得金額が5,070,000円未満の者。

(ｴ)　補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(ｵ)　前条第10項第1号から第3号に基づき行う耐震改修工事、または前条第13項に基づき行う耐震シェルター等設置工事。

イ　工事監理補助は次の(ｱ)から(ｲ)に掲げるものを補助対象とする。

(ｱ)　アに掲げるもの。

(ｲ)　前条第11項に基づき行う工事監理。

（２）　耐震改修工事における基礎補助の他、加算できる補助は次のアからウのなかで該当するものを補助対象とする。耐震シェルター等設置工事における基礎補助の他、加算できる補助は次のア、イのなかで該当するものを補助対象とする。

ア　低所得者　補助対象建築物の所有者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（ひとり親）控除額、老人控除対象配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で除した額をいう。）が、大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱第2条第2項に規定する金額以下の者。

イ　高齢者　自ら居住する60歳以上の所有者で本市に住民票がある者。

ウ　市内事業者　本市に事業所または営業所を置き、法人市民税を納付する第2条第12項に掲げる者

５　分譲マンションの耐震改修工事補助は第1項、第3項第2号及び次の各号に掲げるものを補助対象とする。

（１）　建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定又は第三者評価による耐震改修の計画の評価･判定を受けたものであること。

（２）　大規模災害時に徒歩帰宅者等に対し支援を行うものであること。

６　耐震ベッド設置工事補助は、第1項及び以下に掲げるものを補助対象とする。

ア　木造住宅で地上階数が2以下のもの。

イ　申請者は第5条の規定による申請を行う月の属する年度（4月及び5月の場合にあってはその前年度）分の課税所得金額が5,070,000円未満の者。

ウ　補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

エ　前条第15項に基づき行う耐震ベッド設置工事。

７　除却工事は、第1項及び次の各号に掲げるものを補助対象とする。

（１） 木造住宅で地上階数が3以下のもの
（２） 補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと
（３） 次のアからウの結果により耐震性が不足している木造住宅
ア 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。
イ 耐震診断の結果、限界耐力計算による最大応答変形角が1/15を超えまたはそれに相当し、構法のいかんにかかわらず倒壊のおそれがあると判定したもの。
ウ 誰でもできるわが家の耐震診断の結果、7点以下、「心配であり、早めに専門家にみてもらうべき」と診断されたもの
（４） 申請者は補助対象建築物の所有者とし、次のアからウに該当するもの
ア 個人所有とする（共有または区分所有者等も含む）
イ 第4項第2号アに掲げる低所得者とする
ウ 資産（預貯金及び有価証券の総額）が10,000,000円以下であること

（補助金の額等）
第４条 耐震診断補助における補助金額は、次の各号に掲げる額とする。
（１） 特定既存耐震不適格建築物等においては、耐震診断に要した費用(補修費、修繕費を除き3,670円/㎡以内の額。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。
（２） 非木造住宅においては、一戸当たり25,000円として計算した額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。ただし、一戸建て住宅の耐震診断に要する費用は1,100円/㎡以内とする。
（３） 木造住宅においては、耐震診断に要する費用の11分の10とし、一戸当たり50,000円を限度とする。ただし、耐震診断に要する費用は1,100円/㎡以内とする。
２ 耐震改修設計補助における補助金額は、次の各号に掲げる額とする。
（１） 木造住宅においては、耐震改修設計に要する費用（耐震診断費用及び工事監理費を除く。）の10分の7とし、一戸（長屋及び共同住宅にあっては、一棟を一戸とみなす。）当たり100,000円を限度とする。
（２） 分譲マンションにおいては、耐震改修設計に要する費用（第三者評価による耐震改修設計に対する評価に要する費用を含む。）の3分の2とし、一棟当たり3,000,000円を限度とする。ただし、耐震改修設計に要する費用は次に定める額を限度とする。
ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内として計算した額
イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内として計算した額
ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内として計算した額
３ 木造住宅の耐震改修工事補助における補助金額は次の各号に掲げる額とする。
（１） 標準改修工事補助及び第2条第10項第3号における一戸当たりの補助金額は次に掲げる額とする。
ア 第2条第21項に規定する利子補給事業を利用しない場合は1,050,000円と耐震改修工事に要した費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）

の10分の8のいずれか低い額とし、前項の補助金額を受けていない場合は100,000円を加算した額とする。ただし、当該建築物の耐震改修設計補助において第14条の補助金の交付を受けた者は同年度に耐震改修工事補助においても第14条の補助金の交付を受けなければならない。

イ　第2条第21項に規定する利子補給事業を利用する場合は475,000円と耐震改修工事に要した費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）の10分の4のいずれか低い額とし、前項の補助金額を受けていない場合は100,000円を加算した額とする。ただし、当該建築物の耐震改修設計補助において第14条の補助金の交付を受けた者は同年度に耐震改修工事補助においても第14条の補助金の交付を受けなければならない。

（２）　簡易改修工事の耐震改修工事補助における補助金額は、次のアからエに掲げる額の合計額と耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）のいずれか低い額とする。

ア　工事補助金額は、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げるものとする。

(ｱ)　当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は500,000円（市内事業者の場合は550,000円）。

(ｲ)　当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）の3分の1と500,000円（市内事業者の場合は550,000円）のいずれか低い額。

イ　工事監理補助金額は、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げるものとする。

(ｱ)　当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、工事監理に要した一戸当たりの費用と50,000円のいずれか低い額。

(ｲ)　当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、工事監理に要した一戸当たりの費用の3分の1と50,000円のいずれか低い額。

ウ　低所得者に加算できる補助金額は250,000円とし、当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）とする。

エ　高齢者に加算できる補助金額は50,000円とし、当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）とする。

４　分譲マンションの耐震改修工事補助における補助金額は30,000,000円を限度として、耐震改修工事に要した費用の3分の1とする。ただし、耐震改修工事に要した費用は50,200円/㎡以内（Ｉｓの値が0.3未満相当の場合は55,200円/㎡以内（免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内））で計算した額を限度とする。耐震改修工事に要した費用とは次の各号に掲げる費用をいう。

（１）　基礎の補強又は新設工事費

（２）　耐力を有する壁又は架構の補強又は新設工事費

（３）　水平構面の耐力を向上させる工事費

（４）　柱又は梁の強度を向上させる工事費

（５）　構造耐力上主要な部分等の腐食・劣化部分の取替工事又は補修費

（６）　免震層を設置する工事費

（７）　エレベーターの耐震改修工事費（耐震改修工事と併せて行われるものであり、国土交通省社会資本整備総合交付金の対象となるものに限る。）

（８） 上記工事を実施するために最低限必要な仮設、除却及び原状復旧のための工事費用

（９） 同項第1号から第8号までに定めるもののほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に係る第1第3号に定める基準に適合させる工事など耐震性の向上に資するものの費用

５　耐震シェルター等設置工事補助における補助金額は、次の各号に掲げる額の合計額と耐震シェルター等設置工事に要した費用（必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む）のいずれか低い額とする。

（１）　工事補助金額は、次のアからウに掲げるものとする。

ア　当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は500,000円。

イ　当該建築物の所有者が自ら居住せず、占有者（居住者）が申請する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は500,000円。

ウ　ア、イ以外の場合は、耐震シェルター等設置工事に要した費用（必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む）の3分の1と500,000円のいずれか低い額とする。

（２）　同条第3項第2号ウに掲げるもの

（３）　同条第3項第2号エに掲げるもの

６　耐震ベッド設置工事補助における補助金額は、耐震ベッド設置工事に要した費用の2分の1と300,000円のいずれか低い額とする。

７　除却工事における補助金額は、次の各号に掲げる額とする。

（１）　一戸建て住宅については、除却工事に要する費用と500,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は7,000円/㎡以内とする。

（２）　長屋・共同住宅については、除却工事に要する費用と一棟当たり1,000,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は7,000円/㎡以内とする。

８　前7項における補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

９　第2条第10項第1号、第3号及び第4号の耐震改修工事を行い、租税特別措置法（昭和38年法律第26号）第41条の19の2に基づく証明を受ける場合は、東大阪市租税特別措置法及び地方税法に係る住宅耐震改修証明書発行要領（平成19年12月18日施行）に基づき申請することができる。

（補助金の交付申請）

第５条　前条第1項から第7項のいずれかの規定による補助金の交付を受け補助事業を実施しようとする者は、補助事業を実施する前に、東大阪市耐震化促進補助金交付申請書（様式第1号）に第21条に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該建築物の所有者と占有者が異なる場合においては、当該建築物の補助事業を行なうことにおいて、当該利害関係者との協議が整っていることを原則とする。

２　第2条第21項に規定する利子補給事業を利用する場合は、第1項の申請にあわせ【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第22

号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条第1項の申請書を受理したときは当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、東大阪市耐震化促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において市長は、当該補助金の交付において条件を附することができる。

２　市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したとき、または申請者が次の各号のいずれかに該当する者（以下、「暴力団等」という。）であるときは、東大阪市耐震化促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

（２）　東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

３　市長は、前条第2項の申請書を受理したときは当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第23号ならびに様式第24号）により、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明するものとする。

（補助事業の着手）

第７条　前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者という。）は当該通知書の交付決定日から60日以内に補助事業に着手するものとし、着手したときは直ちに東大阪市耐震化促進補助事業着手届（様式第4号）により市長に届けなければならない。

（補助事業の変更）

第８条　補助決定者は、第5条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、すみやかに東大阪市耐震化促進補助金交付変更承認申請書（様式第5号）に内容に応じて必要な書類を添え市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは当該内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し東大阪市耐震化促進補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

３　市長は、前項に規定する審査の結果、変更承認をしないことを決定したときは、東大阪市耐震化促進補助金交付変更不承認通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

４　第1項のうち、耐震技術者等のみ変更しようとする場合は、すみやかに東大阪市耐震化促進補助金耐震技術者等変更届（様式第5-1号）に内容に応じて必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助事業の取下げ）
第９条　補助決定者は、第5条に規定する補助金の交付申請を取り下げるときは、すみやかに東大阪市耐震化促進補助金交付取下げ届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定による取下げの届出があったときは、補助金の交付決定が取り消されたものとみなす。
３　補助決定者は、第19条に掲げる耐震技術者の紹介を受け、補助事業に着手した場合においては、取り下げることができない。

（中間検査）
第１０条　耐震改修工事における補助決定者は、補助事業における主な耐震補強箇所（内部及び接合部を含む）が目視確認できる時期に、東大阪市耐震化促進補助金中間検査申請書（様式第9号）に第21条に掲げる必要書類を添えて中間検査を受検する前日までに市長に申請しなければならない。ただし、工事監理を行う耐震技術者は申請に先立って補助決定者に対し内容を説明するとともに東大阪市耐震化促進補助金工事監理報告書、確認票及び日報を提出するものとする。
２　耐震シェルター等設置工事における補助決定者は、補助事業における主な耐震補強箇所（内部及び接合部を含む）が目視確認できる時期に、東大阪市耐震化促進補助金中間検査申請書（様式第9号）に第21条に掲げる必要書類を添えて中間検査を受検する前日までに市長に申請しなければならない。ただし、耐震シェルター等設置工事を行う工事施工者は、申請に先立って補助決定者に対し内容を説明するとともに日報を提出するものとする。
３　市長は、前2項の申請を受理した後、補助事業の適切な施工の確認のため検査を行うものとする。その他変更が生じる等必要に応じて検査を行うことができるものとする。
４　市長は、前3項の規定による報告書、検査の結果及び添付図書等により工事内容において適正であると確認されたときは東大阪市耐震化促進補助金中間検査合格証（様式第10号）を交付するものとする。

（完了報告）
第１１条　補助決定者は、補助事業の完了後、東大阪市耐震化促進補助金完了報告書（様式第11号）に第21条に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、工事監理を行う耐震技術者は、提出に先立って補助決定者に対し内容を説明するとともに東大阪市耐震化促進補助金工事監理報告書、確認票及び日報を提出するものとする。
２　前項の規定による報告書は、補助事業の完了した日から起算して60日を経過した日又は補助金の会計年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

（完了検査）
第１１条の２　分譲マンションの耐震改修工事における補助決定者は、前条の報告書を提出した後、補助事業の適切な施工の確認のため完了検査を受けなければならない。また、工事監理者は完了検査に先立って補助決定者に対し完了検査の内容を説

明しなければならない。
２　市長は、前条の報告書を受理した後、補助事業の適切な施工の確認のため検査を行うものとする。

（補助金の額確定）
第１２条　市長は、第11条の規定による報告書を受理したときは当該報告書等の内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは補助金の額を確定し、東大阪市耐震化促進補助金交付額確定通知書（様式12号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第１３条　補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、東大阪市耐震化促進補助金請求書（様式13号）を市長に提出し補助金の交付を請求するものとする。
２　補助決定者が前項の補助金の交付を請求するにあたり、その請求及び受領を耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事を行った耐震技術者、耐震改修工事施工者、耐震シェルター等設置工事施工者、耐震ベッド設置工事施工者又は除却工事施工者（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合は、東大阪市耐震化促進補助金請求書（様式13号）に代理請求及び代理受領委任状（様式19号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）
第１４条　市長は、前条第1項の規定による補助金の請求があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）
第１５条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
（２）　補助金を交付目的以外に使用したとき
（３）　補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
（４）　この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき
（５）　暴力団等であることが判明したとき
（６）　その他関係法令の規定に違反したとき
２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東大阪市耐震化促進補助金交付決定取消し通知書（様式14号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）
第１６条　市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、東大阪市耐震化促進補助金返還命令書（様式15号）によりその返還を命じるものとする。

２　補助決定者において、前項の規定により補助金の返還命令を受けたときは速やかに返還するものとする。

（加算金及び延滞金）
第１７条　市長は、第16条の規定により、補助金の返還を命ずるときの返還期限は、当該命令日から 20 日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。
２　市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
３　前２項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例（昭和４３年東大阪市条例第１号）第2条の規定の例による。
４　市長は、第１項及び第２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

（補助決定者等に対する指導）
第１８条　市長は、補助決定者及び耐震技術者等に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（耐震技術者の紹介）
第１９条　木造住宅の所有者は、当該建築物の耐震診断を実施するにあたり、耐震技術者の紹介を東大阪市耐震化促進補助金耐震技術者紹介依頼書（様式16号）により市長に依頼することができる。

（警察署長からの意見聴取）
第２０条　市長は、必要があると認めるときは申請者が暴力団等であるかどうかについて警察署長の意見を聴くことができる。

（必要書類）
第２１条　本要綱に記載されている必要書類とは、補助対象が住宅の場合は別表１及び別表２によるものとし、特定既存耐震不適格建築物等の場合は別表１によるものとし、分譲マンションの場合は別表３によるものとする。

（規則との関係）
第２２条　補助金の交付においては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２４年４月２日から施行する。
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

東大阪市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成9年10月1日施行）及び東大阪市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成19年12月4日施行）は、廃止する。